

平成 26 年 4 月 25 日

結城市長 前場 文夫 様

結城市庁舎建設検討協議会
会長 結城 史隆

結城市庁舎建設検討について（答申）

平成 24 年 12 月 3 日付け結企政諮問第 1 号で当協議会に諮問のあった結城市庁舎建設検討について、下記の主旨のもと、別添「答申書」のとおり答申いたします。

当協議会の意見が、今後策定される市庁舎建設に係る基本構想等に可能な限り反映され、市民の方に理解を得られると共に、安全で安心な、親しみを持たれる庁舎の整備方針が策定されることを望みます。

記

[諮問事項 1] 市庁舎の整備方針に関すること

(答 申)

- | | |
|-------------|---|
| ア 整備手法 | 「移転新築」が望ましい。 |
| イ 運用方法 | 「本庁舎方式」での運用が望ましい。 |
| ウ 移転新築の際の位置 | 「JR水戸線南側の南部市街地及びその周辺で、交通の便が良く、駐車場を確保できる市有地」が望ましい。 |

[諮問事項 2] 市庁舎の有り方に関すること

(答 申)

1 市庁舎に必要とされる機能

市庁舎に必要な機能を、次に掲げる 5 つを柱（機能）として提案します。

【機能 1】 防災拠点機能

- ・市民の安心・安全快適な暮らしを支えるとともに、災害時にも不安なく業務が行える庁舎

【機能 2】 市民サービス機能

- ・市民が利用しやすく、市民サービスや事務効率が高まる庁舎

【機能 3】 市のシンボリック機能

- ・市民に親しまれ，来訪者や観光客に市のシンボルとして誇れる庁舎

【機能 4】 省エネ環境対策機能

- ・維持管理費の低減など経済性に優れ，環境に配慮した庁舎

【機能 5】 情報交流機能

- ・IT化に対応し，情報交流のできる庁舎

2 市庁舎の規模について（詳細は，別添「答申書」参照）

市庁舎の規模は，整備手法や敷地面積，将来の市の人口，職員数などの要因から，現状で一概に結論を出すことは難しいと考えられます。

協議会では，先の整備方針について，「移転新築」を主軸とした答申を行っていますので，「移転新築」による「本庁舎方式」を想定した現状での規模について，参考意見として述べるにとどめます。

なお，基本構想などの策定に伴い，市庁舎の規模を算定する際は，将来を見据え，過大な規模にならないよう熟慮のうえ，検討するよう提言します。

[諮問事項 3] その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し，必要な事項に関すること

(答 申)

1 整備費用（財源）について

- ・財源計画を明確にし，必要な財源は庁舎建設基金を計画的に積み立てることとし，過大な借入金（起債）による資金調達を行わないようにすべきです。

2 市庁舎の整備時期について

- ・整備時期は，財源の課題をクリアすることを前提として，計画的かつ速やかに行う必要があります。

3 移転新築の場合の跡地利用と市街地整備について

- ・移転新築した場合の現庁舎の跡地利用は，北部市街地の活性化を念頭に置いた計画を策定する必要があります。

この場合，少子高齢社会に対応した子育てや高齢者の福祉施設，生涯学習や地域活動ができる施設，北部市街地の景観・雰囲気をも損なわず，観光客や地域住民が活用できる観光・交流・教育施設などが考えられます。